

## 北広島市週休2日試行工事要領

### (目的)

第1条 この要領は、北広島市において週休2日工事を試行するために必要な事項を定め、建設現場における現状の課題を把握し、もって将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日(現場作業に着手する日)から現場完了日(現場作業が終了する日)までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間は含まない。
  - ア 年末年始6日間
  - イ 夏季休暇3日間
  - ウ 工場製作のみを実施している期間
  - エ 工事全体を一時中止している期間
  - オ 災害等への対応期間
  - カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

### (対象工事)

第3条 週休2日試行工事の対象となる建設工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定した建設工事とする。

### (発注者の取組)

第4条 発注者は、準備・後片付け期間及び不稼働日(休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだ工期を設定するものとする。

### (発注方式)

第5条 週休2日試行工事の発注方式は、発注者指定方式(発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。)とし、受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

### (補正方法)

第6条 4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。この場合において、補正係数は別紙-1「週休2日試行工事の経費の補正について」のとおりとする。

(掲示)

第7条 受注者は、週休2日試行工事である旨を、公衆の見やすい場所に掲示する。

記載内容は次の例を基本とする。

#### 週休2日試行工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

発注者：北広島市●●部●●課

受注者： ●●●建設(株)

(実施における留意事項)

第8条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保及び入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2 発注者は、工事の実施にあたっては、入札告示文、特記仕様書等に当該工事が週休2日試行工事である旨を記載する。
- 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとする。ただし、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることを妨げない。
- 4 受注者は、緊急対応等やむを得ない場合は、監督員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとする。この場合において、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 5 発注者は、必要に応じて受注者への聞き取りを行い、受注者からの工事月報や休日取得計画（休日取得計画は別添-1を参照し作成すること。）等の提示により、週休2日による施工が適切に実施されていることを確認するものとする。
- 6 発注者は、災害対応等の緊急の場合を除き、休日の前日等に休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

(その他)

第9条 受注者は、発注者が実施する週休2日試行工事の検証を行うためのアンケート調査の依頼がある場合は、協力するものとする。

- 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札する工事に適用する。